



福岡県医発第236号(地)

令和3年 4月19日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンに関する
予防接種後副反応疑い報告書の記載方法について

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という）の接種に関する副反応疑い報告（予防接種法の規定による報告をいう。以下同じ。）については、令和3年4月19日付福岡県医発第235号（地）「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」（以下、「連名通知」という）をもってご連絡しております。

今般、連名通知に基づく新型コロナワクチンに関する予防接種後副反応疑い報告書の記載方法について、厚生労働省より日本医師会を通じて連絡がありました。

本件は、新型コロナワクチン接種と副反応疑い報告があった症状との因果関係の評価の精度を高める観点から、具体的な症状名や臨床所見の有無等ができる限り正確に記載されるよう、改めて求める内容となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也

会長 島田昇二郎

(健Ⅱ 8F) (法安 4)

令和 3 年 4 月 5 日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会常任理事

釜 菴 敏
城 守 国 斗
宮 川 政 昭
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンに関する
予防接種後副反応疑い報告書の記載方法について

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という）の接種に関する副反応疑い報告（予防接種法の規定による報告をいう。以下同じ。）については、令和 3 年 4 月 1 日付（健Ⅱ 1F）（法安 1）における、「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」（以下、「連名通知」という）をもって、お知らせしているところです。

今般、連名通知に基づく新型コロナワクチンに関する予防接種後副反応疑い報告書の記載方法について、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）宛て事務連絡がなされ、本会にも協力方要請がありましたのでご連絡申し上げます。

新型コロナワクチン接種と副反応疑い報告があった症状との因果関係の評価の精度を高める観点から、具体的な症状名や臨床所見の有無等ができる限り正確に記載されるよう、改めて求める内容となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方についてご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 30 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局健康課
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンに関する
予防接種後副反応疑い報告書の記載方法について

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）の接種に関する副反応疑い報告（予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 12 条第 1 項の規定による報告をいう。以下同じ。）については、「「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正について」（令和 3 年 2 月 16 日付け健発 0216 第 2 号・薬生発 0216 第 6 号厚生労働省健康局長、医薬・生活衛生局長連名通知）等により行われています。

「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 3 号・薬食発 0330 第 1 号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知。以下「連名通知」という。）に基づき提出のあった予防接種後副反応疑い報告書について、今般、発生した事象に照らし、本来記載されるべき内容が正確に記載されずに提出された事例がありましたので、当該報告書の記載方法について、別紙写しのとおり、各都道府県を通じ周知いたしました。貴会会員に対しても、ご協力いただけるよう要請をお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 30 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンに関する
予防接種後副反応疑い報告書の記載方法について

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）の接種に関する副反応疑い報告（予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 12 条第 1 項の規定による報告をいう。以下同じ。）については、「「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正について」（令和 3 年 2 月 16 日付け健発 0216 第 2 号・薬生発 0216 第 6 号厚生労働省健康局長、医薬・生活衛生局長連名通知）等により、周知等依頼したところです。

「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 3 号・薬食発 0330 第 1 号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知。以下「連名通知」という。）に基づき提出のあった予防接種後副反応疑い報告書について、今般、発生した事象に照らし、本来記載されるべき内容が正確に記載されずに提出された事例がありましたので、当該報告書の記載方法について、下記のとおり改めて周知することといたしました。

貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等に周知をお願いいたします。

なお、公益社団法人日本医師会に対し、本件に係る協力を依頼していることを申し添えます。

記

1. 連名通知の記 5 において、新型コロナワクチンについては、我が国において使用実績がないワクチンであることを踏まえ、これまでワクチン接種との因果関係が示されていない症状も含め、幅広く評価を行っていく必要があるこ

とから、当面の間、以下の症状については当該規定による副反応疑い報告を積極的に行うよう検討するとともに、これら以外の症状についても必要に応じて報告を検討することとしたところである。

けいれん、ギラン・バレー症候群、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、血小板減少性紫斑病、血管炎、無菌性髄膜炎、脳炎・脳症、関節炎、脊髄炎、心筋炎、顔面神経麻痺、血管迷走神経反射（失神を伴うもの）

上記の症状、又はアナフィラキシーを除く上記以外の症状について、予防接種後副反応疑い報告書（連名通知別紙様式1）を報告する場合には、以下に掲げる手順で記入の上、「報告基準」の表も含めて提出すること。

- （1）同報告書の2頁目、報告基準の「新型コロナウイルス感染症」の項のうち「2 その他の反応」に○印を付記
- （2）右欄「左記の「その他の反応」を選択した場合」の「a～x」に○印を付記
- （3）当該欄の「x a～w 以外の場合は前頁の「症状名」に記載」に○印を付した場合は、同報告書の1頁目、「症状の概要」欄のうち「症状」欄の下部「報告基準にない症状の場合又は任意接種の場合（症状名：）」欄に、具体的な症状名を記載

2. 新型コロナワクチンの接種によりアナフィラキシーを発症した旨診断し、当該症例について副反応疑い報告を実施する場合には、同報告書の1頁目、「症状の概要」欄のうち「概要（症状・徴候・臨床経過・診断・検査等）」欄に、以下に掲げる臨床所見の有無等について可能な限り記載すること。

- （1）ワクチンの接種から症状発現までの時間
- （2）突然の発症であるか否か
- （3）急速な症状の進行を伴うか否か
- （4）皮膚又は粘膜症状の有無
- （5）循環器症状の有無
- （6）呼吸器症状の有無
- （7）消化器症状の有無
- （8）その他、アナフィラキシーを疑う所見

なお、アナフィラキシーとして副反応疑い報告がなされた症例については、ワクチン接種後の副反応評価の世界的基準である「ブライトン分類」（別添1）に基づき評価を行うので、特に（4）～（7）に係る具体的な症状（（4）～

(7)の症状が認められない場合はその旨)ができるだけ明らかになるよう、同報告書の作成にあたっては留意されたい。

3. 新型コロナウイルスワクチンの接種により、アナフィラキシーの発症には至らないが、入院等を要するアレルギー反応が発症し、副反応疑い報告を実施する必要がある旨判断した場合には、以下に掲げる手順で記入の上、別紙様式1について、「報告基準」の表も含めて提出すること。
- (1) 同報告書の2頁目、報告基準の「新型コロナウイルス感染症」の項のうち「2 その他の反応」に○印を付記
 - (2) 右欄「左記の「その他の反応」を選択した場合」の「x a～w 以外の場合」は前頁の「症状名」に記載に○印を付記
 - (3) 同報告書の1頁目、「症状の概要」欄のうち「症状」欄の下部「報告基準にない症状の場合又は任意接種の場合（症状名： ）」欄に、症状に応じた具体的な症状名を記載
4. 1～3の記載方法については、別添2を参考とされたい。

表 ブライトン分類におけるアナフィラキシーの症例定義

レベル	基準
必須基準	突発性の発症 徴候および症状の急速な進行 2つ以上の多臓器の症状
レベル1	1つ以上のメジャー皮膚症状および1つ以上のメジャー循環器症状（または/および1つ以上のメジャー呼吸器症状）
2-1	1つ以上のメジャー循環器症状および1つ以上のメジャー呼吸器症状
レベル2	2-2 1つ以上のメジャー循環器症状（または1つ以上のメジャー呼吸器症状）および1つ以上の異なる器官（循環器および呼吸器は除く）で1つ以上のマイナー症状
2-3	1つ以上のメジャー皮膚症状および1つ以上のマイナー循環器症状（または/および1つ以上のマイナー呼吸器症状）
レベル3	1つ以上のマイナー循環器症状（または呼吸器症状）および2つ以上の異なる器官/分類から1つ以上のマイナー症状
レベル4	十分な情報が得られておらず、症例定義に合致すると判断できない
レベル5	アナフィラキシーではない（診断の必須条件を満たさないことが確認されている）

臓器	メジャー症状	マイナー症状
皮膚/粘膜症状	☐ 全身性蕁麻疹 もしくは 全身性紅斑 ☐ 血管浮腫（遺伝性のものを除く）、局所もしくは全身性 ☐ 発疹を伴う全身性掻痒感	☐ 発疹を伴わない全身性掻痒感 ☐ 全身がちくちくと痛む感覚 ☐ 有痛性眼充血 ☐ 接種局所の蕁麻疹
循環器症状	☐ 測定された血圧低下 ☐ 非代償性ショックの臨床的な診断（以下の3つ以上） ・頻脈 ・毛細血管再充満時間（3秒より長い） ・中枢性脈拍微弱 ・意識レベル低下もしくは意識消失	☐ 末梢性循環の減少（以下の2つ以上） ・頻脈 ・血圧低下を伴わない毛細血管再充満時間（3秒より長い） ・意識レベルの低下
呼吸器症状	☐ 両側性の喘鳴（気管支痙攣） ☐ 上気道性喘鳴 ☐ 上気道腫脹（口唇、舌、喉、口蓋垂、喉頭） ☐ 呼吸窮迫（以下の2つ以上） ・頻呼吸 ・補助的な呼吸筋の使用増加（胸鎖乳突筋、肋間筋など） ・陥没呼吸 ・チアノーゼ ・喉音発生	☐ 持続性乾性咳嗽 ☐ 嘔声 ☐ 咽喉閉塞感 ☐ くしゃみ、鼻水 ☐ 喘鳴もしくは上気道性喘鳴を伴わない呼吸困難
消化器症状	—	☐ 下痢 ☐ 腹痛 ☐ 悪心 ☐ 嘔吐
臨床検査	—	☐ 通常の上限以上の肥満細胞トリプターゼ上昇

予防接種後副反応疑い報告書

予防接種法上の定期接種・臨時接種、任意接種の別		☐ 定期接種・臨時接種		☐ 任意接種	
患 者 (被接種者)	氏名又は イニシャル (姓・名)	フリガナ (定期・臨時の場合は氏名、任意の場合はイニシャルを記載)		性別	1 男 2 女
	住 所	都 道 府 県	区 市 町 村	生年月日	T H S R 年 月 日生
報 告 者	氏 名	1 接種者 (医師) 2 接種者 (医師以外) 3 主治医 4 その他 ()			
	医療機関名			電話番号	
	住 所				
接種場所	医療機関名				
	住 所				
ワクチン	ワクチンの種類 (②～④は、同時接種したものを記載)		ロット番号	製造販売業者名	接種回数
	①				① 第 期 (回目)
	②				② 第 期 (回目)
	③				③ 第 期 (回目)
	④				④ 第 期 (回目)
接種の状況	接 種 日	平成・令和 年 月 日	午前・午後 時 分	出生体重	グラム (患者が乳幼児の場合に記載)
	接種前の体温	度 分	家族歴		
	予診票での留意事項 1 有 2 無	④ 2ページ目で「x a～w以外の場合は前頁の「症状名」に記載」に○印を付けた場合は、本欄に、具体的な症状名を記入してください。			
症 状 の 概 要	症 状	報告基準にない症状の場合又は任意接種の場合 (症状名:)			
	発生日時	平成・令和 年 月 日	午前・午後 時 分		
	本剤との 因果関係	1 関連あり 2 関連なし 3 評価不能	他要因(他の 疾患等)の可 能性の有無	1 有 2 無	
	概要(症状・徴候・臨床経過・診断・検査等)				
	(*) アナフィラキシーの発症について報告する場合には、本欄に、以下の事項について可能な限り記載してください。 ・ワクチンの接種から症状発現までの時間 ・突然の発症であるか否か ・急速な症状の進行を伴うか否か ・皮膚又は粘膜症状の有無 ・循環器症状の有無 ・呼吸器症状の有無 ・消化器症状の有無 ・その他、アナフィラキシーを疑う所見				
○製造販売業者への情報提供 : 1 有 2 無					
症 状 の 程 度	1 重い	1 死亡 2 障害 3 死亡につながるおそれ 4 障害につながるおそれ 5 入院 (病院名: 医師名:) 平成・令和 年 月 日 入院 / 平成・令和 年 月 日 退院 6 上記1～5に準じて重い 7 後世代における先天性の疾病又は異常			
	2 重くない				
症 状 の 転 帰	転帰日	平成・令和 年 月 日			
	1 回復 2 軽快 3 未回復 4 後遺症(症状:) 5 死亡 6 不明				
報告者意見					
報告回数	1 第1報 2 第2報 3 第3報以後				

対象疾病	症 状	発生までの 時 間	左記の「その他の反応」を選択した場合の症状
ジフテリア 百日せき 急性灰白髄炎 破傷風	1 アナフィラキシー 2 脳炎・脳症 3 けいれん 4 血小板減少性紫斑病	4時間 28日 7日 28日	左記の「その他の反応」を選択した場合
麻疹 風しん	5 血小板減少性紫斑病 6 その他の反応	28日 —	a 無呼吸 b 気管支けいれん c 急性散在性脳脊髄炎 (ADEM) d 多発性硬化症 e 脳炎・脳症 f 脊髄炎 g けいれん h ギラン・バレー症候群 i 視神経炎 j 顔面神経麻痺 k 末梢神経障害 l 知覚異常 m 血小板減少性紫斑病 n 血管炎 o 肝機能障害 p ネフローゼ症候群 q 喘息発作 r 間質性肺炎 s 皮膚粘膜眼症候群 t ぶどう膜炎 u 関節炎 v 蜂巣炎 w 血管迷走神経反射 x a～w以外の場合は前頁の「症状名」に記載
日本脳炎	1 アナフィラキシー 2 急性散在性脳脊髄炎 (ADEM) 3 脳炎・脳症 4 けいれん 5 血小板減少性紫斑病 6 その他の反応	4時間 28日 28日 7日 28日 —	
結核 (BCG)	1 アナフィラキシー 2 全身播種性BCG感染症 3 BCG骨炎 (骨髄炎、骨膜炎) 4 皮膚結核様病変 5 化膿性リンパ節炎 6 髄膜炎 (BCGによるものに限る。) 7 その他の反応	4時間 1年 2年 3か月 4か月 — —	
Hib感染症 小児の肺炎球菌	1 アナフィラキシー 2 けいれん	4時間 7日 28日	
ヒトパピローマウ 感染症	5 血管迷走神経反射 (失神を伴うもの) 6 疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状 7 その他の反応	4時間 28日 28日 28日 30分 — —	
水痘	1 アナフィラキシー 2 血小板減少性紫斑病 3 無菌性髄膜炎 (帯状疱疹を伴うもの) 4 その他の反応	4時間 28日 — —	
B型肝炎	1 アナフィラキシー 2 急性散在性脳脊髄炎 (ADEM) 3 多発性硬化症 4 脊髄炎 5 ギラン・バレー症候群 6 視神経炎 7 末梢神経障害 8 その他の反応	4時間 28日 28日 28日 28日 28日 28日 —	
ロタウイルス感染症	1 アナフィラキシー 2 腸重積症 3 その他の反応	4時間 21日 —	
インフルエンザ	1 アナフィラキシー 2 急性散在性脳脊髄炎 (ADEM) 3 脳炎・脳症 4 けいれん 5 脊髄炎 6 ギラン・バレー症候群 7 視神経炎 8 血小板減少性紫斑病 9 血管炎 10 肝機能障害 11 ネフローゼ症候群 12 喘息発作 13 間質性肺炎 14 皮膚粘膜眼症候群 15 急性汎発性発疹性膿疱症 16 その他の反応	4時間 28日 28日 7日 28日 28日 28日 28日 28日 28日 28日 28日 24時間 28日 28日 28日 —	
「アナフィラキシー」に該当しない症状 (アナフィラキシーに至らないアレルギー反応を含む。) に関する副反応疑い報告では、「2 その他の反応」に○印を付けてください。	1 アナフィラキシー 2 その他の反応	4時間 28日 28日 28日 28日 7日 —	
新型コロナウイルス感染症	1 アナフィラキシー 2 その他の反応	4時間 —	

報告基準 (該当するものの番号に「○」を記入)

(別紙様式1)

＜注意事項＞

1. 報告に当たっては、記入要領を参考に、記入してください。
2. 必要に応じて、適宜、予診票等、接種時の状況の分かるものを添付してください。
3. 報告書中の「症状名」には、原則として医学的に認められている症状名を記載してください。
4. 報告時点で、記載された症状が未回復である場合には「未回復」の欄に、記載された症状による障害等がある場合には「後遺症」の欄に記載してください。
5. 報告基準にある算用数字を付している症状については、「その他の反応」を除き、それぞれ定められている時間までに発症した場合は、因果関係の有無を問わず、国に報告することが予防接種法等で義務付けられています。
6. 報告基準中の「その他の反応」については、①入院、②死亡又は永続的な機能不全に陥る又は陥るおそれがある場合であって、それが予防接種を受けたことによるものと疑われる症状について、報告してください。なお、アルファベットで示した症状で該当するものがある場合には、○で囲んでください。
7. 報告基準中の発生までの時間を超えて発生した場合であっても、それが予防接種を受けたことによるものと疑われる症状については、「その他の反応」として報告してください。その際には、アルファベットで例示した症状で該当するものがある場合には、○で囲んでください。
8. 報告基準は、予防接種後に一定の期間内に現れた症状を報告するためのものであり、予防接種との因果関係や予防接種健康被害救済と直接に結びつくものではありません。
9. 記入欄が不足する場合には、別紙に記載し、報告書に添付してください。
10. 報告された情報については、厚生労働省、国立感染症研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構で共有します。また、患者(被接種者)氏名、生年月日を除いた情報を、製造販売業者に提供します。報告を行った医療機関等に対し、医薬品医療機器総合機構又は製造販売業者が詳細調査を行う場合があります。
11. 報告された情報については、ワクチンの安全対策の一環として、広く情報を公表することがありますが、その場合には、施設名及び患者のプライバシー等に関する部分は除きます。
12. 患者に予防接種を行った医師等以外の医師等も予防接種を受けたことによるものと疑われる症状を知った場合には報告を行うものとされています。
なお、報告いただく場合においては、把握が困難な事項については、記載いただくなくて結構です。
13. ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する注意事項は以下のとおりです。
 - ・ 広範な慢性的疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状を呈する患者を診察した際には、ヒトパピローマウイルス感染症の定期的予防接種又は任意接種を受けたかどうかを確認してください。
 - ・ ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種にあつては、接種後に広範な慢性的疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状が発生する場合があるため、これらの症状と接種との関連性を認めた場合、報告してください。
 - ・ ヒトパピローマウイルス感染症の任意接種にあつては、接種後に広範な慢性的疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状が発生した場合、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条の10第2項の規定に基づき、薬局開設者、病院若しくは診療所の開設者又は医師、歯科医師、薬剤師その他の医薬関係者は、速やかに報告してください。
14. 新型コロナワクチンについては、我が国において使用実績がないワクチンであることを踏まえ、これまでワクチン接種との因果関係が示されていない症状も含め、幅広く評価を行っていく必要があることから、当面の間、以下の症状については規定による副反応疑い報告を積極的に行うよう検討するとともに、これら以外の症状についても必要に応じて報告を検討すること。
けいれん、ギラン・バレー症候群、急性散在性脳脊髄炎(ADEM)、血小板減少性紫斑病、血管炎、無菌性髄膜炎、脳炎・脳症、脊髄炎、関節炎、心筋炎、顔面神経麻痺、血管迷走神経反射(失神を伴うもの)
15. 機構ウェブサイト上にて報告に係る記載要領を示しているため、報告にあたっては参照すること。